

子育てに関する制度の案内

●児童扶養手当

離婚等で父または母がいない、父または母が重度の障害者である児童の父又または母、父または母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）をいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

※ただし、申請者、児童が日本国内に住んでないとき・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係、同居または頻りに異性の訪問がある場合や社会通念上夫婦としての共同生活をしている場合など）にあるときなど手当は支給されません。

【支給額】（月額） 平成30年4月～（所得に応じて決定されます）。

児童が1人の場合 全部支給：42,500円 ・一部支給：42,490円～10,030円

児童2人目の加算額 全部支給：10,040円 ・一部支給：10,030円～5,020円

児童3人目以降の加算額 全部支給：6,020円 ・一部支給：6,010円～3,010円



●特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちの児童を監護している父または母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方（扶養者）が手当を受けることができます。

※ただし、児童や父母、または養育者が日本国内に住んでないとき・児童が児童福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき・児童が、障害を支給事由とする 公的年金を受けられるときなど支給されません。

【支給額】（月額） 平成30年4月～

1級 重度障害児 → 月額 51,700円

2級 中度障害児 → 月額 34,430円

●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療における一部負担金の全額を助成します。

助成期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで（父又は母の場合は末子が該当する期間まで）です。

●【現況届の提出】～現在受給中の方へ

（特別）児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成金については、所得と現況を確認するため、毎年8月中に現況届を提出する必要があります。

現況届の提出がない場合は、その後の（特別）児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成をうけられなくなりますので、必ず期間内にお済ませ下さい。